



さいたま市文化財時報

かや 榎りぼーと

第 77・78 合併号

「田島ヶ原サクラソウ自生地」国指定100年

令和2年(2020)7月17日、田島ヶ原サクラソウ自生地が国の天然記念物に指定されてから、ちょうど100年を迎えました。大正9年(1920)7月17日に「土合村桜草自生地」の名称で指定されました。日本で最初に指定された天然記念物の一つです。さらに、昭和27年(1952)には、天然記念物の中でも特に重要なものとして特別天然記念物に指定されました。埼玉県の花、さいたま市の花「サクラソウ」は、この田島ヶ原のサクラソウに因むものです。

天然記念物指定100年という大きな節目に立っている今、あらためて田島ヶ原の価値と魅力をみなさまにお伝えしたいとの思いから、この合併号を発行いたしました。これを機に、田島ヶ原のこれまでのあゆみや、保全のための取り組みについて、多くの方々に知っていただければ幸いです。



田島ヶ原サクラソウ自生地とサクラソウ

田島ヶ原サクラソウ自生地の基本情報

指定区分 特別天然記念物
指定名称 田島ヶ原サクラソウ自生地
指定年月日 大正9年7月17日
(昭和27年3月29日 特別天然記念物指定)
所在地 さいたま市桜区大字西堀字南原3137他
(桜草公園住所：さいたま市桜区大字田島
3542-1)
面積 41,232㎡



▲田島ヶ原サクラソウ自生地

国指定100年 Q&A ①

Q 田島ヶ原は日本で最初に指定された天然記念物の一つということですが、同時に指定された物件にはどのようなものがありますか？

A 大正9年7月17日に、下記の10件が天然記念物に指定されました。

- | | |
|-------------------|---------------------|
| ①小野のシダレグリ自生地(長野県) | ②久々利のサクライソウ自生地(岐阜県) |
| ③坂本のハナノキ自生地(岐阜県) | ④静波村枝垂栗自生地(岐阜県) |
| ⑤太東海浜植物群落(千葉県) | ⑥田島ヶ原サクラソウ自生地(埼玉県) |
| ⑦多々良沼ムジナモ産地(群馬県) | ⑧東内のシダレエノキ(長野県) |
| ⑨成東・東金食虫植物群落(千葉県) | ⑩西内のシダレグリ自生地(長野県) |

※④、⑦は後に指定解除されています。②は後に指定解除され、昭和53年に再指定されています。

※指定名称は現行のものです。

サクラソウとは

サクラソウは、サクラソウ科の多年草で、環境省レッドリストでは準絶滅危惧種とされています(令和2年8月現在)。国内では、北海道南部、本州、九州の高原などに自生しています。

花や株によって大きさや色などに違いが生じるため、江戸時代から多くの園芸品種が作られ、栽培されてきました。



▲サクラソウ

国指定100年 Q&A ②

Q 特別天然記念物は、他にどのようなものがありますか？

A 阿寒湖のマリモ(北海道)、屋久島スギ原始林(鹿児島)などがあります。

埼玉県内では、牛島のフジ(春日部市)、御岳の鏡岩(神川町)が特別天然記念物に指定されています。

田島ヶ原の価値 —さまざまな植物—

田島ヶ原サクラソウ自生地には、サクラソウだけではなく、様々な湿性植物が生育しています。それらの中には、絶滅危惧植物も含まれます。

サクラソウの開花が始まる前の自生地では白いアマナが咲き誇ります。サクラソウが見頃を迎える頃には、黄色いノウルシ群落ができ、小さいヒキノカサもあちらこちらで見られます。サクラソウが見頃を終える頃には、背丈が伸びたオギやヨシの間から、チョウジソウの青色が現れます。

首都圏の大都市近郊に位置しながら、このような湿性植物群落が残っているのはとても貴重なことです。田島ヶ原の価値を後世に伝えていくには、サクラソウだけではなく、この希少な湿性植物群落を全体的に保全していく必要があります。



▲ヒロハノアマナ
(絶滅危惧ⅠB類/県、絶滅危惧Ⅱ類/国)



▲ノウルシ
(絶滅危惧Ⅱ類/県、準絶滅危惧/国)



▲ヒキノカサ
(絶滅危惧ⅠA類/県、絶滅危惧Ⅱ類/国)



▲チョウジソウ
(絶滅危惧ⅠB類/県、準絶滅危惧/国)

国指定100年 Q&A ③

Q 田島ヶ原のサクラソウの見ごろはいつごろ？

A 3月下旬から咲き始め、4月上旬から中旬にかけて見ごろを迎えます。4月中旬からは、徐々にオギやヨシなどの植物の丈が高くなり、サクラソウが見えにくくなります。オギやヨシが生育することで、夏の強い日差しがサクラソウに直接当たるのを防いでいます。

田島ヶ原の天然記念物指定



▲大正9年4月25日 内務省史蹟名勝天然記念物調査会の田島ヶ原調査

※現在は「史跡」「天然記念物」と表記しますが、当時は「史蹟」「天然記念物」と表記していました。

中央の和服姿の人物が深井貞亮、その向かって右隣が三好學です。写真右側の人々は内務省史蹟名勝天然記念物調査会のメンバー、左側は土合村の幹部です。

江戸時代には、江戸近郊の荒川流域にサクラソウの名所が数多くありました。しかし、当時のサクラソウの花見は、サクラソウ群落の中に敷物を敷いてお弁当を食べたり、サクラソウを摘んだりする楽しみ方でした。また、園芸文化が盛んになるにつれて、自生地からサクラソウが掘り取られてしまうことも増えました。このため、江戸・東京近郊の名勝地として知られた荒川河畔のサクラソウ自生地は、明治時代末期には消滅の危機に瀕していました。

荒川河畔のサクラソウ自生地が次々と衰退していく中、土合村(現在の桜区の一部)のサクラソウ自生地の保全に尽力したのが、三好學と深井貞亮です。

三好學は、東京帝国大学理学部教授として植物学研究・教育の確立に尽くすとともに、社会の近代化に伴う自然的景観や貴重な植物の消滅の危機を訴え、天然記念物保存制度の創設に奔走しました。

深井貞亮は、土合村政の要職を歴任する有力者でした。その傍ら、衰退の危機を迎えていた田島ヶ原の保存に取組み、天然記念物指定が実現した後も保存と活用の第一線で活躍しました。

大正9年4月25日、三好學をはじめとする史蹟名勝天然記念物調査会が現地調査を行いました。この時の調査結果は、同年5月、『史蹟名勝天然記念物調査報告書』第十二号にて、『桜草ノ自生地ニ関スルモノ』として刊行されました。田島ヶ原は天然記念物としての価値とともに、名勝地としても高く評価されました。

これを受けて、大正9年7月17日、「土合村桜草自生地」の名称で天然記念物の指定を受けました。彼らの努力によって、田島ヶ原が天然記念物保護制度のもとで保存されることとなったのです。

田島ケ原の様々な危機

田島ケ原が天然記念物に指定されてから現在までの道のりは、決して平坦なものではありませんでした。時代ごとに様々な存続の危機を迎えながらも、それを乗り越えて現在まで保全されてきました。

サクラソウの掘り取り

前述のとおり、来訪者による掘り取りが常態化したことにより、田島ケ原のサクラソウは、明治時代末期には消滅の危機に瀕していました。この危機は、天然記念物指定に向けた取り組みが開始される大きな要因となりました。



▲耕作跡地

戦中戦後の開墾と耕作

天然記念物に指定されてから、田島ケ原では文化財保護制度のもとで保全措置が講じられてきましたが、戦中戦後の食糧難の中で大規模な開墾が行われ、指定地の一部が耕作地となっていました。現在は、耕作跡地にサクラソウ群落が復活しています。



▲荒木田土の採掘跡地

荒木田土の採掘

田島ケ原の地下には、一般に「荒木田土^{あらかきだつち}」と呼ばれる粘土質の土壌が厚く堆積しています。この土層は、日本家屋における壁土の良質な素材であることから、昭和35年、採土業者によって第一次指定地内南側の表土層が掘削される被害がありました。採掘跡地は現在も大きな窪地となっておりますが、近年はその窪地の斜面付近にサクラソウの群落が見られるようになりました。



▲昭和41年 田島ケ原周辺への不法投棄

不法投棄

高度経済成長期には、各地で不法投棄が行われ、問題となっていました。田島ケ原の周辺も例外ではなく、右の写真のように大規模な不法投棄の被害を受けることがありました。周囲を桜草公園として整備すると、そうした事態は改善されていきました。

現在の保全の取り組み

田島ヶ原サクラソウ自生地は、天然記念物に指定されて以来、様々な危機を乗り越えてきました。近年は、サクラソウ株数の急激な減少という大きな危機に直面しており、早急にサクラソウの減少要因を解明し、対策を講じる必要が生じています。しかし、専門家からは減少要因を正確に把握するための科学的データが不足していることが指摘されております。さいたま市では、今まで継続的に実施してきた保安全管理の取り組みに加え、令和元年度から、様々な分野の専門家の協力を得ながら、サクラソウの減少要因を探る調査を開始しました。

サクラソウ生育状況調査

田島ヶ原サクラソウ自生地では、毎年4月にサクラソウの生育状況調査を実施しています。指定地内に10m×10mの調査区を11ヵ所設置し、その調査区内の株数を数えています。1調査区あたりの個体数平均から自生地全体の生育個体数を推定しています。サクラソウの推定個体数は平成15年から急激に減少し続けており、令和2年の調査による推定生育個体数は約47万株でした。



▲サクラソウ株数の増減グラフ

植生調査

1m×1mの調査枠を第一次指定地に30ヵ所設置し、その調査枠内に出現する植物を記録しています。これにより、自生地内にどのような植物が生育しているのか記録し、自生地の保全に役立てています。



▲外来植物等の抜き取り作業の様子

外来植物等の除去

強い繁殖力を持つ外来植物は、サクラソウや他の在来植物が生育する場所を奪ってしまいます。自生地の生態系を守るため、毎年4月から10月にかけて、セイタカアワダチソウ等の外来植物等の除去を実施しています。

サクラソウと競合する在来植物の抑制

ノウルシはサクラソウと競合する植物ですが、ノウルシ自体も絶滅を危惧される植物であるため、上部のみ刈り取ることで生育を抑制しています。コバギボウシは、繁殖力が強く、春期から夏期にかけて長期に渡りサクラソウを覆い、光合成を阻害してしまうため、積極的に除去しています。



▲ノウルシ抑制作業の様子

草焼き

サクラソウの春期の芽吹きを助けるため、冬枯れしたオギやヨシ等を焼却します。草焼きには、自生地の植生が草原から森林へと遷移するのを停滞させるという役割もあります。かつて自生地は茅場となっており、オギやヨシは屋根の原材料として刈り取られていました。しかし、生活様式の変化から茅が不要となり、刈り取りが行われなくなったため、昭和30年度から草焼きを開始しました。



▲第一次指定地西側のトウネズミモチ伐採後

樹木の剪定・伐採

樹木が枝を張ると指定地内に日陰を作るほか、樹木が散布する種子や、樹木に飛来する鳥が落とす種子により、周囲と異なる植生が形成されます。その変化を放置すると、指定地内の植生が、草原から森林になってしまう可能性があります。植生の変化を妨げ、指定地の環境を維持するため、指定地内及び周辺の樹木を剪定しています。さらに、桜草公園と連携して、トウネズミモチ等の繁殖力が強い植栽は順次伐採しています。



▲灌水チューブの設置

新 灌水実験

田島ケ原では、周辺環境の変化による乾燥化が以前より指摘されています。それに対応するための効果的な人為的灌水方法を探るため、令和元年度から第一次指定地の北辺100mに灌水チューブを設置し、灌水実験を実施しています。

新 緊急調査

サクラソウの減少要因を科学的に解明し、対策を講ずるため、令和元年度から自然科学分析等の緊急調査を開始しました。様々な分野の専門家に助言をいただきながら、サクラソウのDNA解析や、田島ケ原の土壌分析等を実施しています。昨年指定地内に設置されている旗は、この調査のための目印です。



▲指定地内の旗

田島ケ原サクラソウ自生地を後世に残していくため、さいたま市では引き続き様々な課題への対策を模索し、保全の取り組みを進めてまいります。この100年を機に多くの方々に田島ケ原の価値と魅力を伝えていくため、さいたま市のWebサイトにて、指定100年の関連コンテンツを公開しています。そちらもぜひご覧ください。



TOPICS

●中山神社旧本殿が県指定文化財に指定されました

中山神社旧本殿が、令和2年2月21日に県指定文化財に指定されました。

見世棚造から流造へ移行する過渡的な状態を示すと考えられる独自の形式を持ち、地方的特徴を示す貴重な例であると評価されました。後世に更新された部材も見られますが、年輪数の多い古い部材について、放射線炭素年代測定法による調査を実施したところ、15世紀後半から16世紀前半の木材が使用されていることが判明しています。



▲中山神社旧本殿

お知らせ

□田島ヶ原サクラソウ自生地国指定100年記念パネル展

田島ヶ原サクラソウ自生地の国指定100年と桜図書館の開館15周年の記念事業としてパネル展示及び関連図書展示を行っています。

期 間：令和2年11月1日(日)まで

時 間：火曜日～金曜日：午前9時～午後8時／土曜日・日曜日・国民の休日：午前9時～午後6時

休館日：月曜日 ※ただし、月曜日が祝日の場合は開館し、翌々日(水曜日)が休館日となります。

会 場：桜図書館(桜区道場4-3-1 プラザウエスト1・2階)2階 イベントルーム前

□国指定史跡 真福寺貝塚発掘調査現地見学会

真福寺貝塚では、今後の整備に向けた発掘調査を実施しており、その成果を現地で紹介します。

日 時：令和2年11月28日(土) 1回目：10時～11時30分 2回目：13時30分～15時

会 場：真福寺貝塚発掘調査現場(岩槻区城南三丁目)

事前申し込みは不要です。会場に駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

□最新出土品展 開催中 見学無料

最新の出土品を展示し、発掘調査の成果を紹介しています。さいたま市立博物館での展示(9月8日(火)～9月22日(火))を終え、今後は下記の日程で市内を巡回します。なお、会場によって展示資料が異なります。

会場	期間	時間
桜区役所 1階 展示スペース	10月2日(金)～10月30日(金) ※閉庁日を除く	8時30分～17時15分
コクーン2 3階 にぎわいスポット	11月7日(土)～11月20日(金)	10時～21時

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各施設での感染拡大防止策へのご協力をお願いします。また、今後の状況によっては、各イベント内容は変更となる場合があります。詳しくはさいたま市のWebページをご覧ください。どうか、文化財保護課(☎829-1723)までお問い合わせください。

さいたま市文化財時報

榎りぼーと 第77・78合併号

令和2年9月28日

《編集・発行》

さいたま市教育委員会 生涯学習部 文化財保護課

☎330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

☎048-829-1723 ㊚048-829-1989

<https://www.city.saitama.jp/>